

はじめに

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」又は「法」という。）は、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下、「動物保護管理法」という。）が昭和 48 年に議員立法により制定されたことに始まり、現在までに平成 11 年、平成 17 年、平成 24 年、令和元年に改正が行われている。平成 11 年の改正において、動物保護管理法から動物愛護管理法に名称が変更された。

法の目的は第 1 条に、動物の虐待及び遺棄の防止等による動物愛護と、動物による人の生命・身体・財産への侵害や生活環境への支障の防止等による動物管理の二本柱により人と動物の共生する社会の実現を図ることと規定されており、動物の虐待及び遺棄の防止は動物愛護管理法の大きな目的となっている。

動物は民法（明治 29 年法律第 89 号）上は、「物^{もの}」として分類され、動物愛護管理法においても動物の生命・身体の安全そのものを保護法益とするものではなく、動物愛護の良俗を保護するものであり、動物は権利主体ではなく、あくまでも権利客体であるとされている。その一方で、平成 24 年の法改正では、法第 2 条の基本原則に動物が命あるものであること、人と動物の共生に配慮した取扱いをすることなどが盛り込まれたことから、動物は単なる「物」でなく、「命あるもの」であることを前提とし、国民には法の趣旨を踏まえた動物の取扱いが求められる。

令和元年の法改正では、愛護動物虐待等罪（愛護動物殺傷罪、愛護動物虐待罪及び愛護動物遺棄罪をいう。以下同じ。）の法定刑が大幅に引き上げられた。その趣旨については、愛護動物を虐待する行為に対する社会的非難が強くなっていること、また、昨今の残虐な事例を踏まえ、愛護動物虐待等罪の保護法益である動物を愛護する気風を害する程度は以前より格段に大きくなっていると評価できることを踏まえ、法定刑を大幅に引き上げるにより一定の抑止効果が期待できるものと説明されている¹。

動物虐待事犯の検挙数は年々増加しており、地方自治体が動物虐待事案の発生の兆しを早期に把握し、適切な対処を通じて虐待の発生を未然に防止すること、また、実際に動物虐待が発生した場合には警察と連携しつつ、問題を総合的に解決していくことの重要性は高まっている。しかし、実際に地方自治体が動物虐待に関する通報を受けた場合、通報に係る行為が動物虐待に該当するか否かを判断することは難しく、また、通報を受けた後に行政がとるべき対応等についても体系的な整理はなされてこなかった。そこで、令和元年法改正を契機に、改めて動物虐待等に関する対応について整理し、ガイドラインとして取りまとめた。

本ガイドラインの策定のため御協力いただいた全ての方に深く感謝を申し上げるとともに、本ガイドラインが動物虐待の未然防止や動物虐待事案が発生した際の円滑かつ毅然とした対応に際して関係者に広く活用され、動物愛護管理行政の更なる推進の一助となることを期待する。

¹ 第 198 回国会 衆議院 環境委員会 第 7 号 令和元年 5 月 31 日 議事録